

つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市 八尾

基本構想





総合計画策定の目的

◆八尾市総合計画策定条例の制定

総合計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、最上位の計画です。本市では、平成23(2011)年度に、『八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」』を策定し、将来都市像「元気をつなぐまち、新しい河内の八尾」の実現に向け、まちづくりを推進してきました。

総合計画の基本部分である基本構想は、地方自治法により昭和44(1969)年から市町村においては策定が義務付けされていましたが、平成23(2011)年に地方分権改革の取り組みの中で地方自治法が改正され、基本構想策定の義務付け規定が廃止されました。

しかしながら、本市では、今後も長期的な視点で総合的かつ計画的な市政運営を進めることが、これからの時代においてさらに重要であると考え、平成29(2017)年に八尾市総合計画策定条例を制定しました。

◆中核市※として

一方、平成30(2018)年4月には中核市※へ移行し、新たな権限を活かして、より幅広く、きめ細かなサービスの提供を行えるようになり、住民にもっとも近い基礎自治体としての機能を高めてきました。このような中で、多くの人が「住みたい、住み続けたい、関わり続けたい」と思うまちづくりを進めていくため、令和3(2021)年度から始まる「八尾市第6次総合計画」の策定に着手し、八尾市総合計画審議会のご意見や市民の様々な声を踏まえながら検討を進めてまいりました。

◆協働のまちづくりとしあわせ成長に向けて

また、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例※」において、まちづくりにおける「市民」を「八尾市内に住み、働き、学び、又は事業を営む全ての人及び八尾市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。」と定義しています。そのことから、多くの人が「住みたい、住み続けたい、関わり続けたい」と思うまちをつくっていくためには、住んでいる人だけではなく、八尾に関わるすべての「市民」が「しあわせ」を感じられるまちになることが、「住みたい、住み続けたい、関わり続けたい」という想いにつながると考えられます。

そこで、市民が「しあわせ」を感じられるまちになるための方策を総合計画の中で明らかにし、市民と行政の協働のもと様々な取り組みを総合的かつ着実に実施することで、将来都市像の実現に向けて八尾の「成長」につなげていきます。さらにその成長に向けた取り組みが、八尾だけではなく国際社会全体にもつながるという意識をもって進めていきます。

このような考え方のもと、市民と行政がともにまちづくりを進める八尾市の指針として、令和10(2028)年度を目標年度とする八尾市第6次総合計画「八尾新時代しあわせ成長プラン」を策定します。



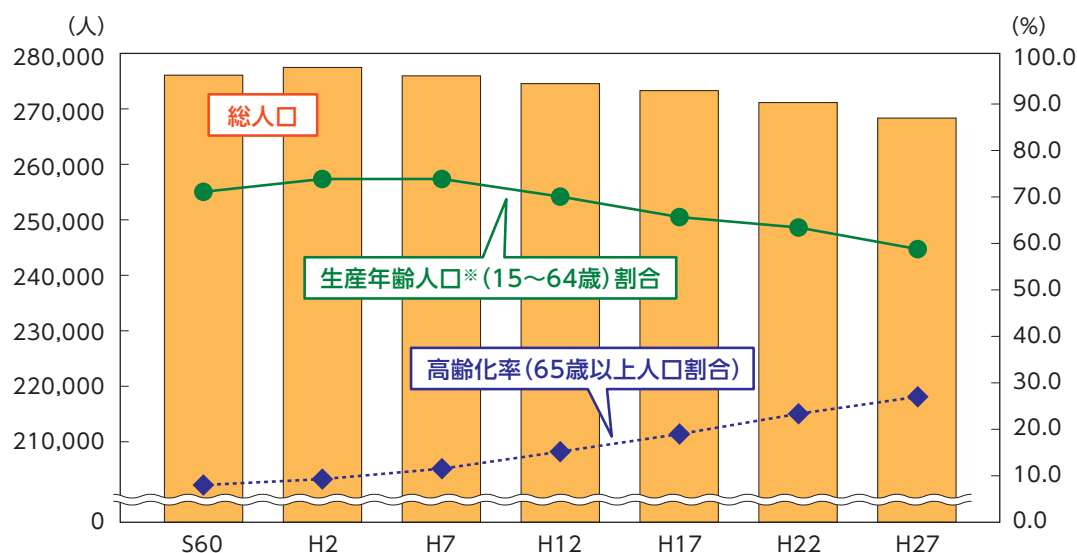
総合計画策定の視点

八尾市第5次総合計画を策定した平成23(2011)年からおよそ10年が経過し、市民の意識や市民を取り巻く環境は、大きく変化しています。その変化を受け止めつつ、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例※」のもと、市民をはじめ、まちづくりの多様な活動主体の参画と協働をさらに広げていくこと、そして深めていくことが必要となっています。

よって、とりわけ以下の3つの視点を意識しながら総合計画を策定し、様々な課題に対応します。

1. 人口減少と少子高齢化の進行

わが国では、平成20(2008)年に総人口がピークをむかえ、その後は人口減少だけでなく少子高齢化が同時に進行する社会となっています。また、本市の人口においても平成3(1991)年まではゆるやかな増加をたどっていましたが、それ以降は人口減少と少子高齢化の傾向にあります。そのため、社会保障をはじめとする行政サービスは拡大大方向にある一方、生産年齢人口※の減少による地域経済活動の縮小や税収の減少が見込まれます。また、少子化の進行により、地域における子どもたちと家族以外の大人との出会いや、保護者として地域のまちづくりに参画する機会が少なくなることが、地域コミュニティ衰退の一因となります。人口減少社会にあっても、活気ある八尾のまちが続いていくために、人口増加の時代に作られた多くの制度やまちづくりのしくみ、また公共施設等のあり方を見直すといった、持続可能な行財政運営の推進が求められます。

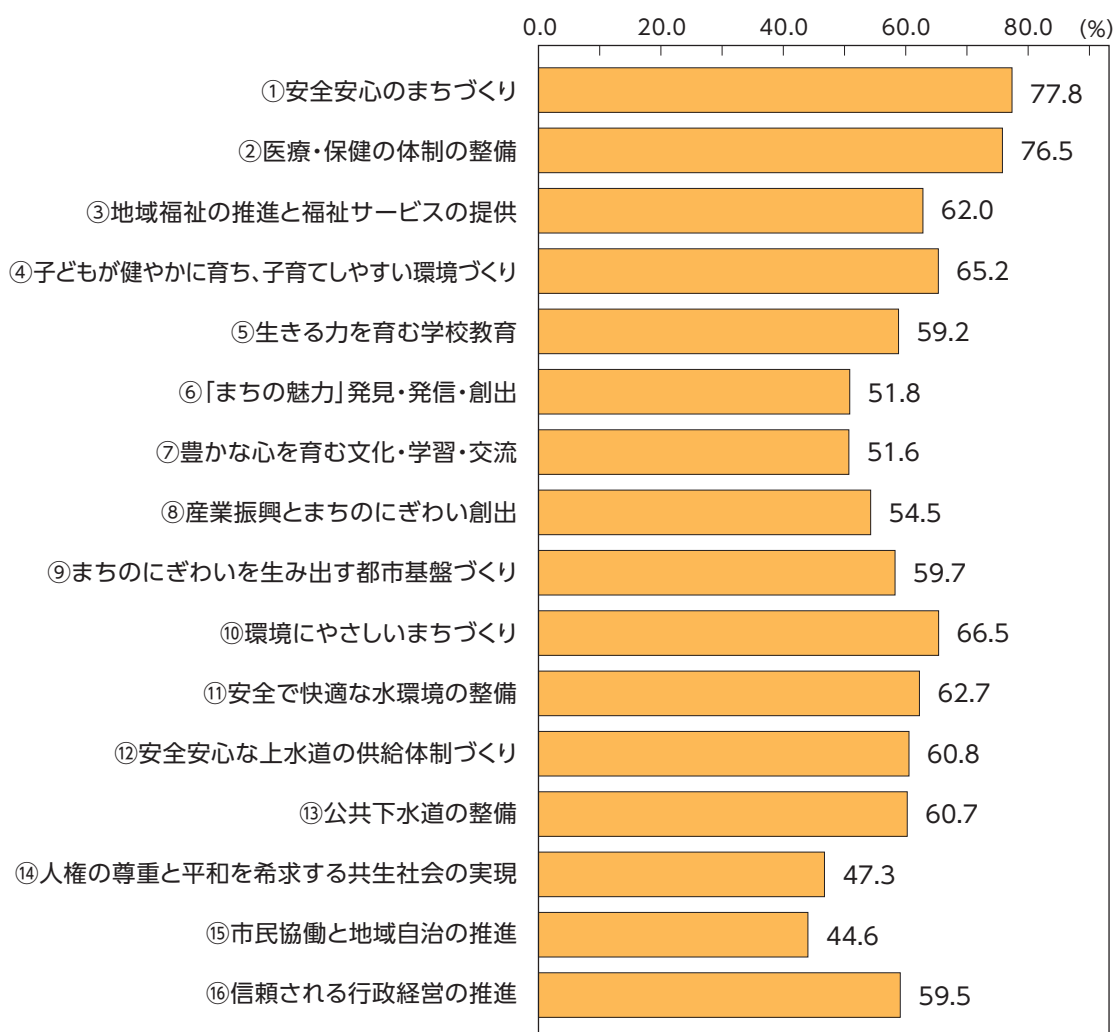


(出典) 総務省統計局「国勢調査」

図1 八尾市の人口推移

2. 安全安心な暮らしと健康への関心の高まり

平成30(2018)年度に実施した、未来の八尾1万人意識調査※によると、「安全安心のまちづくり」と「医療・保健の体制の整備」が今後のまちづくりに対するニーズの上位を占めており、多くの市民が安全安心なまちで、健康に暮らすことを望んでいます。地震や台風などの災害への備えを高めたい、犯罪のないまちにしたい、安全に通行できる道路であってほしい、感染症のリスクを減らしたい、生活の不安を解消したい、生涯を通じて心と身体の健康を保ちたいなど、安全安心な暮らしと健康へのニーズは非常に多岐にわたります。このような中で、すべての市民が安心して暮らすことができ、また年齢にかかわらず生涯現役で健康に活躍できるまちづくりが求められます。

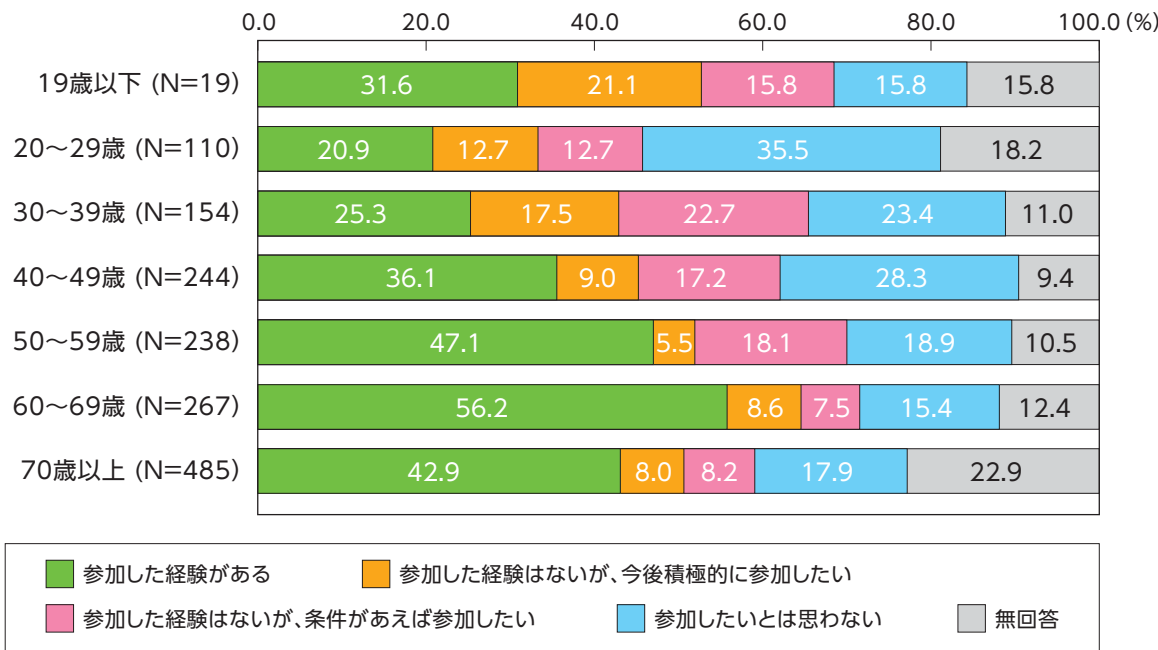


(出典) 未来の八尾1万人意識調査報告書

図2 八尾市のまちづくりのさらなるニーズ

3. 地域コミュニティのこれから

本市では、地域における市民の「つながり」である地域コミュニティを大切にしながらも、テーマ型の活動や、地域と企業や団体等がそれぞれの持ち味を活かしながらまちづくりを進める「暮らしに身近な地域のまちづくり」に取り組んできました。昨今、SNS※等が普及し、実際に会わなくても人と人とのつながりが維持・促進できるようになり、地域コミュニティと直接的な関わりを持たずに日常生活を送ることができています。また、町会・自治会の加入率が低下し、同じ趣味や目的がある人のつながりが重視されるなど、市民の地域コミュニティに対する価値観の多様化が見られます。一方、地域のまちづくり活動の担い手が減少傾向にある中でも、平成30(2018)年度に実施した八尾市民意識調査によると、概ね5割以上の市民が地域活動や市民活動への関心をもっていることから、市民と行政の協働、また市民と市民の協働のあり方や、社会的身分・人種・民族・信条・性・年齢・障がいの有無などにかかわらず、誰も取り残されず多様な市民がつながり、互いに尊重しあう豊かな地域コミュニティのあり方が問われており、協働や社会的包摂※を意識した取り組みが求められます。



(出典) 平成30年度八尾市民意識調査報告書

図3 地域活動や市民活動への参加に対する考え方(年齢別)



八尾市の将来について

1. 将来都市像

将来都市像は、総合計画の推進により実現をめざす八尾市の姿を表したものです。八尾に関わるすべての市民がしあわせを感じられるまちをめざし、また、社会全体、さらには未来の人々のしあわせにつながることをめざして、本市のあるべき姿を示し、この将来都市像に向かって市民とともにまちづくりを進めていきます。

つながり、かがやき、しあわせつづく、
成長都市 八尾



つながる

八尾では、人と人とのつながりは昔も今も時代を越えて大切にされてきており、「つながる」はまちづくりのキーワードです。市民は地域コミュニティにおいて、お互い声をかけあい支えあいながら、ともに暮らしています。また、八尾はものづくりのまちとして発展し、高い技術力をもつ多様な企業が活躍しています。さらに豊かな自然や多くの歴史資産※に囲まれた、魅力的な地域資源があふれるまちです。これらの八尾の魅力を何物にも代えがたい宝として大切に、地域住民、市内への通勤者・通学者、企業や団体等あらゆる市民が、温かく思いやりのある心をもって互いに寄り添いつながることができ、ともにより良いまちをつくっていく、そういう八尾でありたいという想いをこめ、「つながる」を八尾市がめざす将来都市像の言葉の一つとします。

かがやく

市民がつながりの中で互いに認め合い、人権を尊重することは、多様な市民がいきいきと育ち、学び、働き、活動し、活躍する支えとなります。その支えをもとに、市民一人ひとりが夢と志を持ち、生きがいを感じ、自分らしくかがやくことができるまちでありたい、そしてかがやく多様な市民が、ともにまちの新しい時代をつくっていく、そういう八尾でありたいという想いをこめ、「かがやく」を八尾市がめざす将来都市像の言葉の一つとします。

しあわせつづく

市民のしあわせは多様です。地域住民、市内への通勤者・通学者、企業や団体等あらゆる市民がしあわせの多様性を理解し、お互いのしあわせを考え行動することで、市民がつながりの中で自分らしくかがやき、自らのしあわせを感じることにつながります。そのようなみんなのしあわせがつづくことを願い、もしもの時の備えや日々の暮らしの快適さ、健康に暮らせること、暮らしを豊かに彩る活動や将来を良くする活動などに、ともに取り組みます。社会的身分・人種・民族・信条・性・年齢・障がいの有無などにかかわらず、八尾のまちでしあわせを実感でき、そのしあわせが「つづく」八尾をめざし、市民が自分で「自分らしさ」を選択できる環境づくりを基本に、共に生き、共にまちを創^{つく}っていくという想いをこめ、「しあわせつづく」を八尾市がめざす将来都市像の言葉の一つとします。

成長都市 八尾

市民がつながり、かがやくことで、市民のしあわせがつづき、さらに八尾に住み続けたい、八尾に関わり続けたい、八尾を支えたいと感じる市民があふれる八尾のまちになります。そして多様な市民が経済・社会・環境の調和を図り、多様な文化を受け入れながら、まちづくりに取り組むことにつながります。それが八尾の新たな価値や魅力をつくりだし、夢や希望そして可能性があふれるまちとして発展し、さらに新たな人や企業などが八尾に集まるという好循環を生み出すことで、八尾のまちが「成長」します。

八尾で生まれ、育ち、学び、働き、生涯を終えるまで住み続けたい、また子どもの時や若いころに八尾で過ごした記憶が懐かしさに満ち、大人になってもいつかは八尾に戻ってきたい、という想いが持てるようなまちに「成長」する、さらに世界のどこにいても八尾に想いを馳^はせるような、八尾には何かがある、何かができるという希望が持てるまちに「成長」という想いをこめ、「成長都市 八尾」を八尾市がめざす将来都市像の結びの言葉とします。

2. まちづくりの目標と取り組み方向

将来都市像の実現に向けて、すべての市民に光があたり、誰も取り残さないための取り組みを進めていく必要があります。そこで、市民の日常生活の場面とライフステージという視点から、市民のしあわせが実現するための次の6つのまちづくりの目標と目標に向けた取り組み方向を定めます。また、この取り組み方向を本市の政策と位置づけます。



目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち

すべての子どもや若者が様々な状況に合わせた切れ目のない支援を受けながら、人の温かさの中で育ち、周囲の大人も互いに成長できているという喜びによりしあわせを感じられる、「未来への育ちを誰もが実感できるまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策1)

次代を担う子どもが健やかに育ち、社会で活躍することは、八尾の成長につながります。また、保護者や周囲の大人が家庭・学校・地域で子どもや若者の成長と触れ合い、その育ちを地域で見守ることから様々なことを学び、自らの成長にもつながります。

そのために、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちがいきいきとともに学び育ち、地域全体で子どもや若者が見守られているという環境を市が責任をもってつくっていきます。



目標2 もしもの時への備えがあるまち

危機に直面した場合にも、ともに支えあえる温かい地域コミュニティの中で、いざという時は様々な資源を使いながら、困っているすべての人に支援の手が届き、しあわせを感じられる、「もしもの時への備えがあるまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策2)

安全安心なまちで健康に暮らし、いきいきと働き、事業を営み、活動したいと多くの市民が願うなか、犯罪や自然災害、事件・事故、病気や失業など様々なリスクがあり、その発生リスクの低下や被害の軽減、また回復に向けた対応力を強化する必要があります。

そのために、災害・犯罪、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染等による市民の生命・健康の危機、経済的困窮、引きこもり、孤立等の生活課題への対応を充実し、医療や福祉サービスを提供し、都市基盤や公共施設の安全性を維持するとともに、行政と市民の協働や国・大阪府・市町村と広域的な連携を図ります。また、地域社会においては防災や健康づくり、介護予防への取り組みなど社会と関わるなかで自立した生活を送り、万一の際に備えて様々な危機を乗り越えることができる環境をつくっていきます。





目標3 世界に魅力が広がるまち

八尾の魅力が広く知られ、あらゆる人材や企業が活発に活動し、自らが関わっている八尾が活気にあふれ、注目される誇らしさによりしあわせを感じられる、「世界に魅力が広がるまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策3)

八尾の企業や働く人の技術・活動・社会貢献が注目されると、人材の確保や企業の誘致など新たな流れを生み出すきっかけとなります。また、八尾の魅力が国内はもとより世界に広がることで、国内外から八尾を訪れてみたい、八尾に関わってみたいという個人や企業・団体が増え、市民であることの誇りやまちへの愛着の高まりにつながります。

そのために、高安山をはじめとする豊かな自然環境、由義寺跡^{ゆげでら}※等の歴史資産※、河内音頭等の伝統文化や工業地、農地、八尾空港等様々な地域資源を活かし、都市景観の維持保全だけでなく、新たな魅力づくりに向けた活用や多様な魅力の戦略的な発信を進めます。それにより、八尾のイメージを確立し、高めるとともに、地域経済を活性化し、魅力ある都市づくりを推進することで、産業集積の維持発展を図り、八尾に関わりたいという個人や企業・団体をさらに増やし、にぎわいのある環境をつくっていきます。



目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち

「暮らしたい」「暮らし続けたい」まち八尾で住み続ける喜びと、市民自らが環境に対し取り組みを行うことで得られる充実感によりしあわせを感じられる、「日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策4)

住まいが安全で快適であり、また誰もが外出しやすく、働く場所も近いと、「八尾に暮らしたい」と思うきっかけにつながります。また、市民一人ひとりが暮らし、働くなど身近な活動の中で環境負荷を軽減しようと取り組むことは、地球環境の保全にもつながります。

そのために、耐震性が向上した良質な住まいの増加や、誰もが円滑に移動できる交通ネットワークの充実や安全で快適な都市基盤の整備と維持管理、また良好な生活環境の確保を行うことにより、八尾に暮らし続けたいという人を増やしていきます。





目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち

お互いの人権を大切に、人と人とのつながりを創り育て、自分らしく活動し、自己実現ができているという喜びによりしあわせを感じられる、「つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策5)

誰もが生涯にわたって学び、地域活動や趣味・余暇を楽しみながら豊かな人間性を自ら育むとともに、自ら得た知識や経験を社会に還元することは、周りの人々の知識向上だけでなく、共につながり、しあわせを感じるきっかけとなります。このような人と人とのつながりを創り育てていくためには、その前提として、社会的身分・人種・民族・信条・性・年齢・障がいの有無などにかかわらず、お互いを尊重し認め合う必要があります。

そのために、一人ひとりの人権が尊重され、多様な文化を互いに認め合い、平和を願いながら、地域社会の中で活躍できる環境をつくっていきます。



目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち

これまでまちづくりに参加したことのない多様な立場の市民もまちづくりに参画し、知恵を出し合い、適切な役割分担のもと公民が連携し協働しながら、八尾のまちづくりが持続可能で成長しているという確信によりしあわせを感じられる、「みんなの力でともにつくる持続可能なまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策6)

本市を取り巻く社会経済情勢の急激な変化の中で、市民生活の課題は多様化・複雑化しており、加えて厳しい財政状況の下、課題解決に向けた取り組みを行う際にも最少経費で最大効果を発揮できるようにする必要があります。

そのために、効率的で効果的な行財政運営はもちろんのこと、新たな財源確保や国・大阪府・近隣自治体との広域行政の推進、公民連携などあらゆる担い手によるまちづくりを進めていくことにより、今後のまちの継続的な発展につなげます。



3. まちづくりの推進方策

将来都市像の実現に向けて、まちづくりの目標に向けた取り組みを進めるうえで、以下のとおり、(1) 横断的な視点によるまちづくりと(2) 共創と共生の地域づくりの2つの推進方策を定めます。

1 横断的な視点によるまちづくり

将来都市像の実現に向けて、市民の日常生活の場面とライフステージという視点で設定した6つのまちづくりの目標における取り組み方向(政策)を、施策を進めていく上での取り組みの考え方として位置付け、その下に1つ1つの施策を推進します。

施策の推進にあたっては、担当する部局が様々な事業を正確かつ効率的に進めていきますが、市民生活は施策の分け方を超えて総合的に営まれるものです。そのため、下の図4に示すように、1つの施策がめざすまちづくりの目標は1つだけに限らず、他のまちづくりの目標にも関連することから、より横断的な視点で施策を推進できるよう、施策体系をマトリクス*型とします。

なお、全体の施策体系については、24ページ第6章 1. 施策の体系に示す図10をご参照ください。

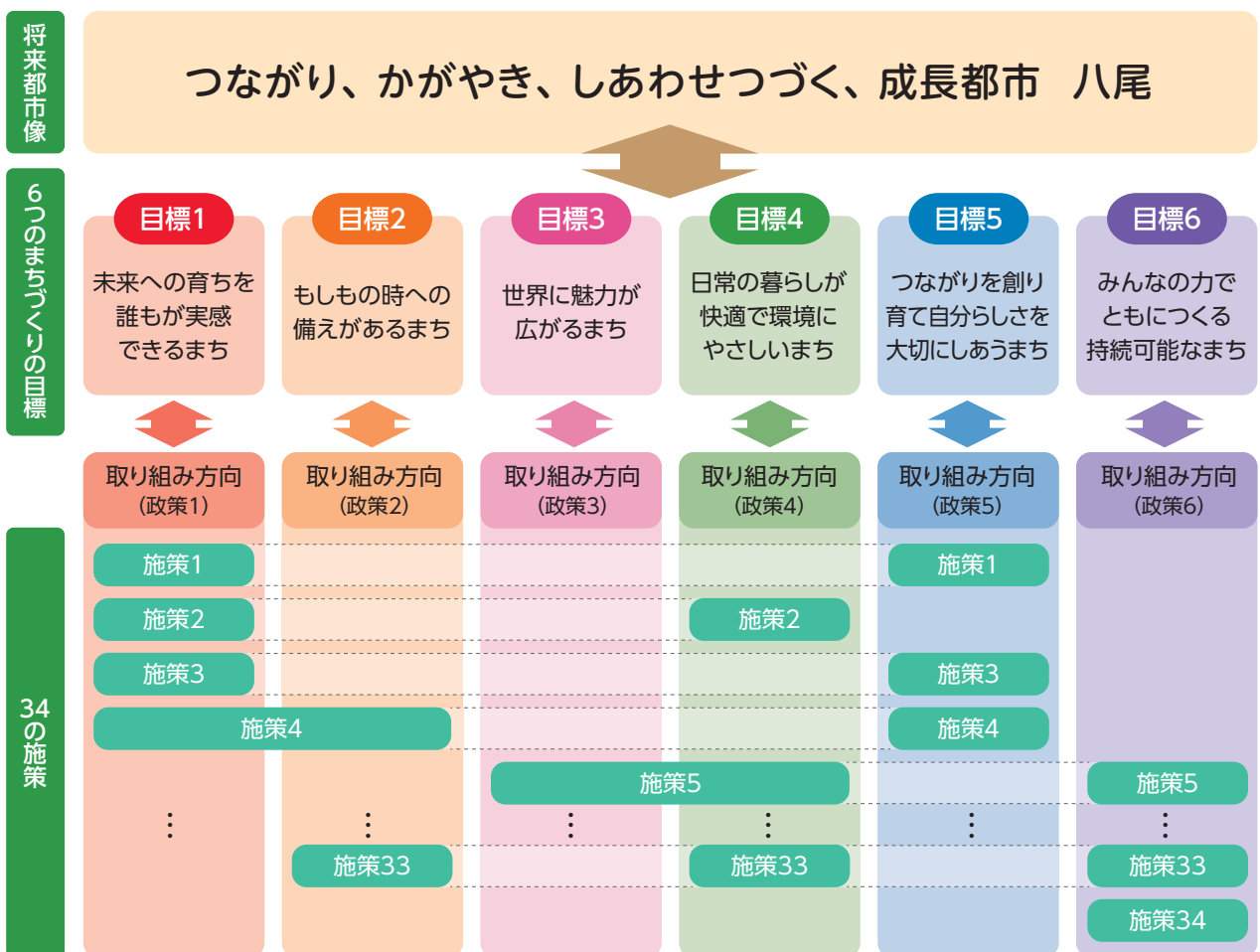


図4 横断的な視点によるまちづくりの施策体系図(イメージ)

2 共創と共生の地域づくり

地域のまちづくりの主役は一人ひとりの市民です。「市民」には、地域住民、市内への通勤者・通学者、企業や団体等、八尾に関わる様々な主体を含み、地域コミュニティとは、より良いまちを自らの手で共に創り共に生きていこうという想いをもって活動する市民の「つながり」です。

本市では、平成18(2006)年に施行した「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例※」を基礎として、市民参画と協働のまちづくりを進めてきた「地域経営」の考え方や、それを継承発展させ、より八尾の多様性・多面性を活かした「地域分権」の考え方などにに基づき、おおむね小学校区を地域単位として、地域の課題解決や地域の魅力向上等に向けた地域のまちづくりを進めてきました。

そのような中でも、少子高齢化やライフスタイルの多様化、近隣関係の希薄化等により、地域コミュニティの衰退が進んでおり、その中で様々な地域課題が浮き彫りになってきています。

例えば、防災については、近年多発する自然災害の教訓や今後想定される事態も踏まえ、発災時に自力避難ができない避難行動要支援者※や、情報入手や避難生活、復旧に向けた活動の中で配慮が必要な方等、また勤め先からの帰宅困難者や旅行や買い物等で不慣れな場所で被災した方等、多様な市民一人ひとりに配慮したきめ細かな防災の取り組みが必要となっています。子育てでは、核家族化、近隣とのつながりの希薄化により、身近に気軽に相談できる人がいないという状況になり、子育てに対する孤立感や疲労感の増大につながっています。高齢者の生活では老々介護や、一人暮らし高齢者の増加による孤立の問題があります。また、年齢にかかわらず、病気や障がいがあっても、安心して暮らせる環境づくりも今後益々必要となっていきます。

【対話の場】



校区まちづくり協議会の災害時要配慮者の支援の検討会議



複数の校区まちづくり協議会の合同会議



校区まちづくり協議会研修会

今後も少子高齢化をはじめとして、市民を取り巻く環境変化が見込まれる中、暮らしに身近な地域課題はこれからも多様化・複雑化して次々と発生し、加えてまちづくりの基盤となる地域コミュニティのさらなる衰退による影響が想定されます。そのため、社会的包摂※という考え方のもと、これまで培ってきた地域のまちづくりの組織・活動・経験を強みとして発揮することで、誰も取り残されることなく安心して暮らせる「共創と共生の地域づくり」を進めていくことをめざします。これは、国際社会で取り組んでいるSDGs※の考え方とも重なります。

地域のまちづくりにあたっては、地域住民、市内への通勤者・通学者、企業や団体等、行政という立場を超えて地域の力を結集し、アイデアを創出、実践していく「共創」の考え方を大切にして取り組みます。そのため、地域課題をはじめ様々な情報を市民と市民、市民と行政が共有し、対話の場を大切にします。また、これまであまり地域のまちづくりに関わる機会がなかった多様な市民、例えば企業や団体、学生、外国人などが関わるきっかけを増やすことで、地域コミュニティの輪を広げ、関係人口※も含め、関わる層を厚くしていきます。さらに、活動のふりかえりにより、「共創と共生の地域づくり」のより良い実践ができるように地域の力を高めていきます。

【アイデア創出・実践】



登校時の声掛け運動



ノルディックウォーキング



竹細工・工作体験

4. 推計人口と想定人口

本市の人口は、昭和30年代後半から50年代前半の高度成長期を経て、伸びは鈍化し、平成3(1991)年3月末の278,470人をピークとして、減少に転じています。

転入・転出に伴う人口の動きである社会動態については、近年転入者数と転出者数が均衡する傾向にあり、転入者数が上回る年もありますが、少子高齢化の進行に伴い、出生・死亡に伴う人口の動きである自然動態については、平成20(2008)年度に出生数が死亡数を下回り、それ以降、自然動態は減少しています。

本市の近年の人口動態をもとに将来人口を推計すると、令和10(2028)年には約244,000人程度にまで人口が減少していくと見込まれます。

第6次総合計画期間中には、団塊の世代が後期高齢者になる時期が到来し、今後も自然減(死亡数>出生数)が続くことは不可避です。しかし、その中であっても、「第2章総合計画策定の視点」を見据えながら、将来都市像の実現をめざして、転入者数が転出者数を上回る社会増をめざします。具体的には、乳幼児から高齢者まですべての市民が生涯にわたりしあわせを感じ、八尾に住みたい、住み続けたい、と感じるための子育てや教育環境、就業の機会や交通、住宅環境、さらには自然や歴史文化に関する取り組み等に加え、定住とは違う多様な形で八尾に関わる「関係人口※」の考え方を活かし、八尾に興味や愛着をもって関わる人々を増やし、定住につなげる取り組みを、市民とともに市全体で進めます。

さらに、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」や「大阪府人口ビジョン」の趣旨を踏まえ、若者世代とりわけ子育てファミリー世代を中心とした世代の定住を図るという視点を持ち、取り組みを進めます。

これらの考え方を踏まえ、令和10(2028)年の想定人口を約254,000人とします。

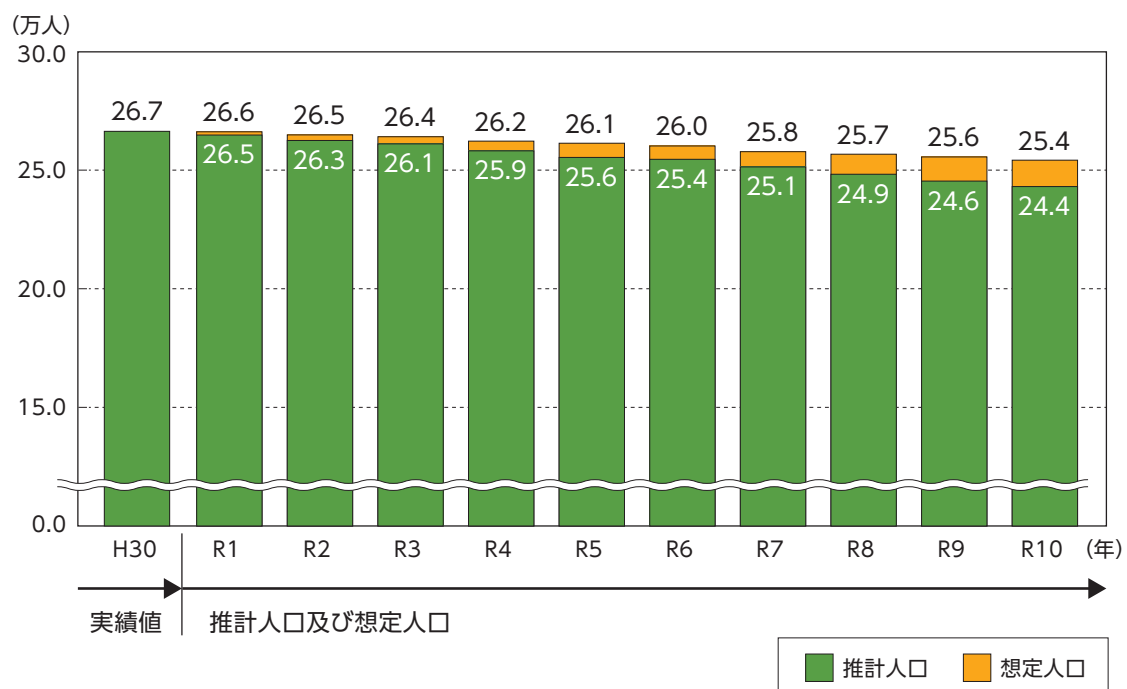


図5 推計人口と想定人口

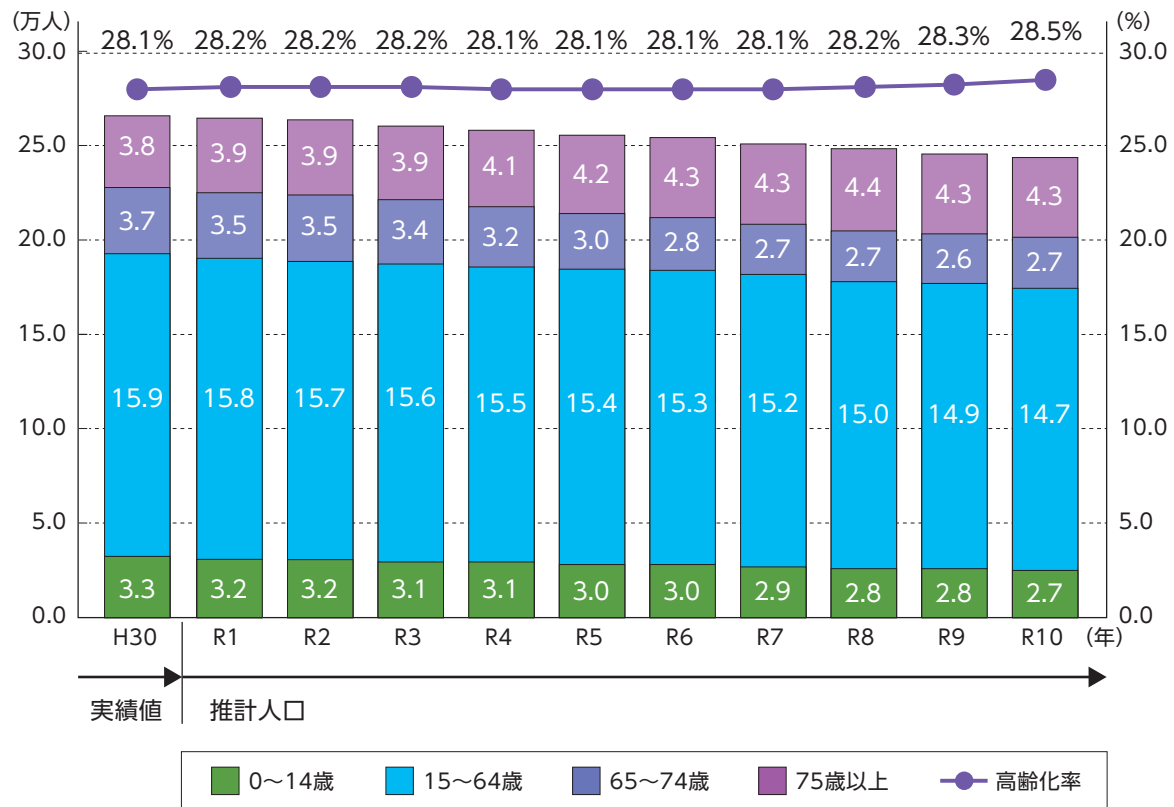


図 6 推計人口(年齢4区分)と高齢化率

【参考】人口推計の算定条件について

平成30(2018)年9月末現在の八尾市住民基本台帳による男女別・年齢別人口を基準人口とし、コーホート要因法※を用いて、令和元(2019)年度に推計を行ったものです。「推計人口」は本市の近年の人口動態の状況をもとに将来人口を推計したものであり、「想定人口」は本市の近年の社会動態のうち、20代及び30代の社会動態がゼロと仮定し、かつ合計特殊出生率※が令和12(2030)年で1.8と仮定したものです。



第4章

総合計画の構成と推進

1. 総合計画の構成

本計画は、八尾市総合計画策定条例に基づく総合計画であり、八尾市第6次総合計画として、名称を「八尾新時代しあわせ成長プラン」とし、「基本構想」「基本計画」と、これに基づく「実施計画」とともに3層で構成します。

なお、「基本構想」と「基本計画」は市議会の議決を経て策定します。

また、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく八尾市人口ビジョン・総合戦略については、第6次総合計画の計画期間において、人口減少に歯止めをかけ地方創生を目的として、特に重点的に進めるべき取り組みを位置づける総合計画の実行計画として策定します。

基本構想

令和3(2021)年度から令和10(2028)年度までの8年間の八尾市の将来都市像とそれを実現するためのまちづくりの目標を示すとともに、目標の取り組み方向(政策)とまちづくりの推進方策を示します。また、第5次総合計画では期間を10年間としていましたが、時代の変化に迅速に対応するため、本計画では基本構想の期間を8年間とします。

基本計画

基本構想期間の8年間で前期・後期の各4年間に分け、基本構想実現に向けたまちづくりの実践の方針やその内容を示します。まず、「横断的な視点によるまちづくり」において実践における方針や施策の体系とその取り組み内容を示します。また、「共創と共生の地域づくり」において地域のまちづくりを本市で進めていくにあたっての実践の方針と実践の内容を示します。

実施計画

「基本計画」に基づき実施する具体的事業については、「実施計画」を策定し実施します。

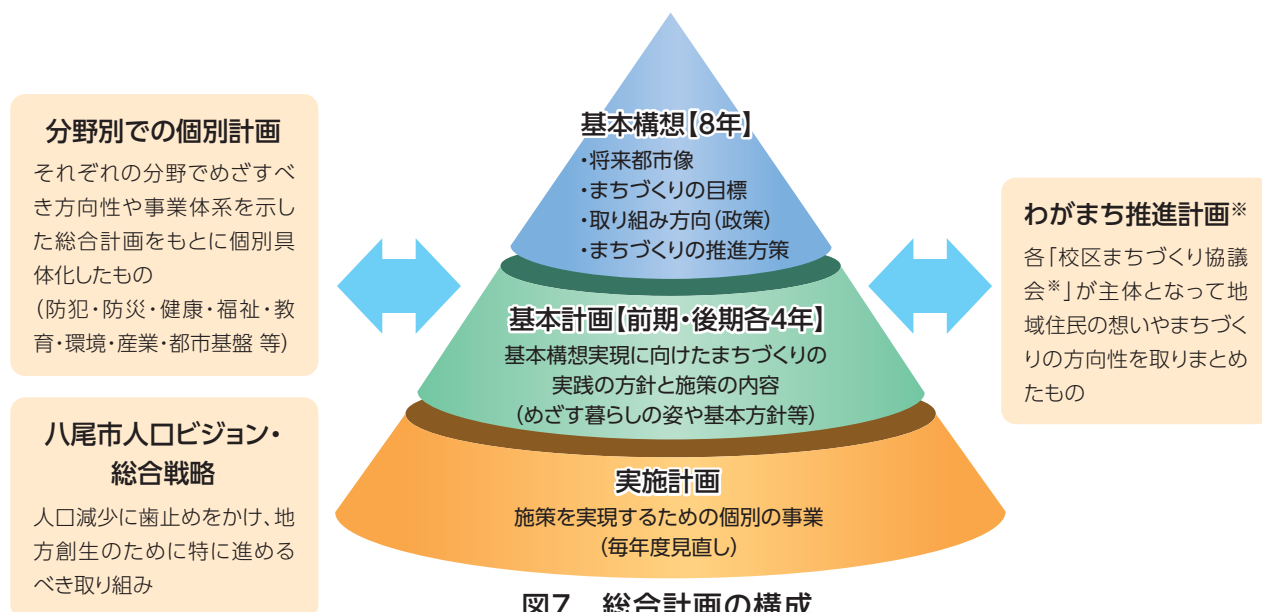


図7 総合計画の構成

2. 総合計画の推進

基本構想は、本市の総合的なめざす姿を表現したもので、行政の各分野においても、その理念に沿って計画を定めます。

基本計画は、時代の変化に対応するために、前期基本計画（令和3（2021）年度～令和6（2024）年度）と後期基本計画（令和7（2025）年度～令和10（2028）年度）に区分し、施策を推進します。

また、基本計画については施策の基本方針に沿って取り組みができたかを経年実績を積み重ねて評価し、横断的な施策展開を図ることができたかどうかをまちづくりの目標の視点でも評価することとします。さらに、校区まちづくり協議会※が主体となって地域住民の想いやまちづくりの方向性を取りまとめた「わがまち推進計画※」を参照しながら、総合計画に基づき市民とともに地域のまちづくりを行っていきます。

なお、後期基本計画は、社会経済情勢の変化等に伴う新たな課題や前期基本計画の評価（基本方針に基づく取り組みの成果と課題等）などを踏まえ、令和6（2024）年度中に策定します。

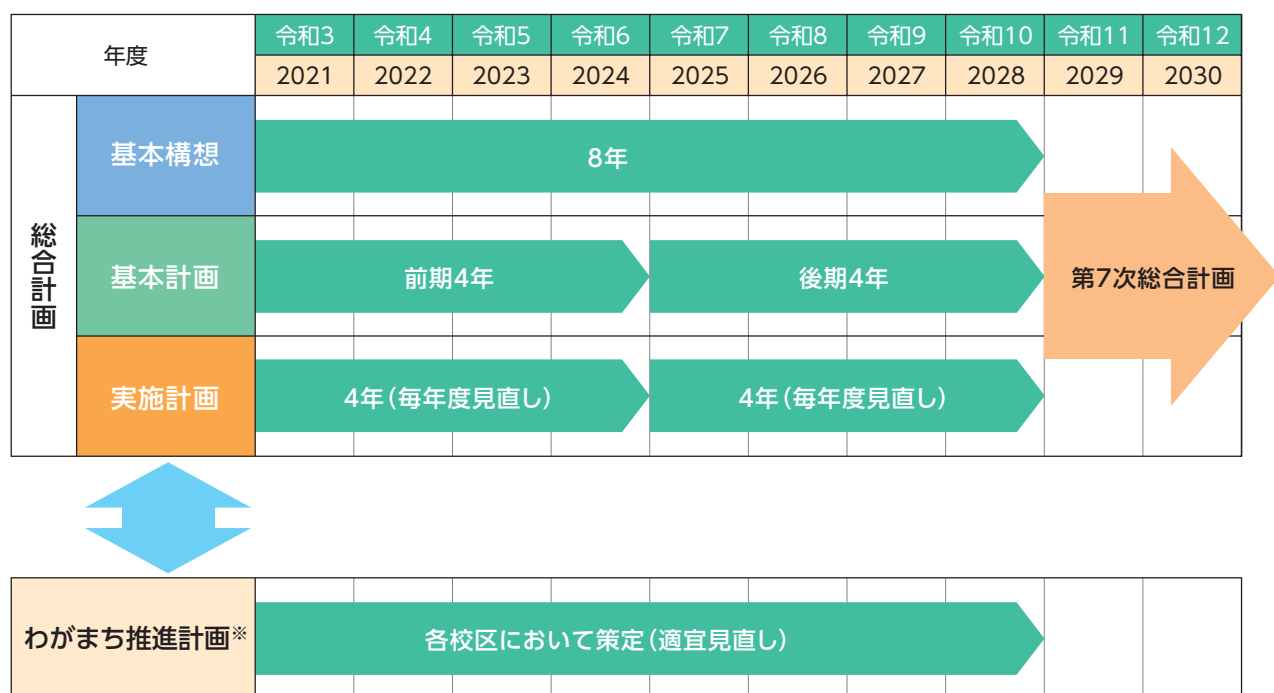


図8 総合計画の期間



高安山